

佐賀県告示第 139 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 28 年 3 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
唐津市 鏡	鎌牟田- 1 ( 202 -121_1 ) 鎌牟田- 2 ( 202 -121_2 ) 梶原 ( 202 -122 ) 火ノ口- 1 ( 202 -123_1 ) 火ノ口- 2 ( 202 -123_2 ) 鏡 ( 202 -124 ) 山添 1 ( 202 -125 ) 山添 2 - 1 ( 202 -126_1 ) 山添 2 - 2 ( 202 -126_2 ) 山添 3 ( 202 -127 ) 今屋敷- 1 ( 202 -128_1 ) 今屋敷- 2 ( 202 -128_2 ) 柿木谷 1 ( 202 -255 ) 柿木谷 2 - 1 ( 202 -256_1 ) 柿木谷 2 - 2 ( 202 -256_2 ) 矢作 ( 202 -257 )	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	前平 ( 202 -001 ) 日の口溜 1 ( 202 -002 ) 日の口溜 2 ( 202 -003 ) 明泉寺谷 ( 202 -004 ) 久木 ( 202 -005 ) 矢作 1 ( 202 -006 )	土石流	

唐津市 巖木町 巖木	鶴- 1 ( 383 -024_1 ) 鶴- 2 ( 383 -024_2 ) 大曲 ( 383 -025 ) 上巖木 ( 383 -026 ) 下大谷 2 - 2 ( 383 -019_2 ) 下大谷 2 - 3 ( 383 -019_3 ) 鶴 ( 383 -031 ) 室園 2 ( 383 -032 ) 室園 1 ( 383 -033 )	急傾斜地 の崩壊
	鶴川 3 - 1 ( 383 -006_1 ) 鶴川 3 - 2 ( 383 -006_2 ) 鶴川 3 - 3 ( 383 -006_3 ) 鶴川 3 - 4 ( 383 -006_4 ) 鶴川 4 ( 383 -007 ) 鶴川 5 ( 383 -002 )	土石流
唐津市 巖木町 本山	金福谷- 1 ( 383 -002_1 ) 金福谷- 2 ( 383 -002_2 ) 金福谷 2 - 1 ( 383 -003_1 ) 金福谷 2 - 2 ( 383 -003_2 ) 舟木谷- 1 ( 383 -004_1 ) 舟木谷- 2 ( 383 -004_2 ) 舟木谷- 3 ( 383 -004_3 ) 舟木谷- 4 ( 383 -004_4 ) 山手町- 1 ( 383 -005_1 ) 山手町- 2 ( 383 -005_2 ) 椎立場 1 ( 383 -007 ) 本山 ( 383 -008 ) 東町 ( 383 -009 ) 住吉- 1 ( 383 -011_1 ) 住吉- 2 ( 383 -011_2 ) 住吉- 3 ( 383 -011_3 ) 住吉- 4 ( 383 -011_4 ) 住吉- 5 ( 383 -011_5 ) 棕の木 ( 383 -012 ) 椿の原 2 ( 383 -013 ) 金福谷 5 ( 383 -001 ) 金福谷 4 ( 383 -002 ) 金福谷 3 ( 383 -003 ) 椎立場 3 - 1 ( 383 -004_1 ) 椎立場 3 - 2 ( 383 -004_2 ) 明神山 ( 383 -005 )	急傾斜地 の崩壊

椿の原 4 - 1 ( 383 -006_1 ) 椿の原 4 - 2 ( 383 -006_2 ) 椿の原 3 ( 383 -007 )	
椿原川 3 ( 383 -072 ) 椿原川 5 ( 383 -074 ) 椎立場川 1 ( 383 -076 ) 椎立場川 2 ( 383 -077 )	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)